

日本年金機構滞納処分等実施規程（案）

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この規程は、厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 100 条の 7 第 1 項、国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号）第 109 条の 7 第 1 項、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 204 条の 4 第 1 項、船員保険法（昭和 14 年法律第 73 号）第 153 条の 4 第 1 項、特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成 16 年法律第 166 号）第 32 条の 4 第 1 項、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成 19 年法律第 131 号）第 19 条第 1 項及び児童手当法施行令（昭和 46 年政令第 281 号）第 条第 項の規定に基づき、日本年金機構（以下「機構」という。）が行う滞納処分等について、公正かつ確実な実施を確保するために必要な事項を定めることを目的とする。

（滞納処分等において準用する法令）

第 2 条 滞納処分等においては、別に定める場合を除き、国税徴収法（昭和 34 年法律第 147 号）、同法施行令（昭和 34 年政令第 329 号）、同法施行規則（昭和 37 年大蔵省令第 31 号）、国税通則法（昭和 37 年法律第 66 号）、同法施行令（昭和 37 年政令第 135 号）、同法施行規則（昭和 37 年大蔵省令第 28 号）その他の国税徴収に関する諸法令（当該諸法令に係る通達を含む。）（以下「準用法令等」という。）を準用する。

（用語の意義）

第 3 条 この規程において使用する用語の意義は、別に定める場合を除き、厚生年金保険法、国民年金法、児童手当法（昭和 46 年法律第 73 号）、健康保険法、船員保険法、特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律その他社会保険に関する諸法令及び諸規程（以下「社会保険法令等」という。）並びに準用法令等に規定する用語の意義によるものとする。

（法令等の遵守）

第 4 条 機構は、社会保険法令等に定める保険料、拠出金及び徴収金（以下「保険料等」という。）を滞納する者（以下「滞納者」という。）に対して、社会保険法令等及び準用法令等を遵守し、公正かつ適正に滞納処分等を実施しなければならない。

(目標の設定及び業務実績報告)

第5条 機構は、毎事業年度、当該事業年度の開始前に滞納処分等に関する計画を策定し、当該計画の達成に向け、効率的かつ効果的に取り組まなければならない。

2 機構は、前項の計画に基づく取組の実績について、毎事業年度終了後3月以内に厚生労働大臣に報告しなければならない。

(滞納処分等の実施体制)

第6条 機構が行う滞納処分等は、社会保険法令等の規定により、厚生労働大臣の認可を受けて、理事長が任命する職員（以下「徴収職員」という。）が行わなければならない。

2 理事長は、徴収職員に対し、社会保険法令等に規定する収納を行う職員の任命を行うものとする。

3 徴収職員は、年金事務所及び日本年金機構法（平成19年法律第109号）第4条第2項に規定する従たる事務所（以下「地方ブロック本部」という。）に配置するものとする。

4 年金事務所に配置された徴収職員は、原則として、配置された年金事務所が管轄する区域内に所在する事業所若しくは事務所を有する納付義務者又は居住地を有する納付義務者に係る滞納処分等を実施するものとする。ただし、滞納処分等の効率的かつ効果的な実施のため必要があると認めるときは、配置された年金事務所の管轄区域外に所在する事業所若しくは事務所を有する納付義務者又は居住地を有する納付義務者に係る滞納処分等を実施することができる。

5 地方ブロック本部に配置された徴収職員は、原則として、地方ブロック本部が管轄する年金事務所の徴収職員が実施する滞納処分等のうち、処理困難なものについて、年金事務所の徴収職員と共同して滞納処分等を実施するものとする。ただし、滞納処分等の効率的かつ効果的な実施のため必要があると認めるときは、配置された地方ブロック本部の管轄区域外に所在する事業所若しくは事務所を有する納付義務者又は居住地を有する納付義務者に係る滞納処分等を実施することができる。

(徴収職員証票等の交付等)

第7条 理事長は、徴収職員に徴収職員証票及び収納職員証票（以下「徴収職員証票等」という。）を交付しなければならない。

2 徴収職員は、国税徴収法第147条の規定に基づき徴収職員証票等を携帯するとともに、滞納者等から請求があったときは、これを呈示しなければならない。

3 徴収職員は、徴収職員証票等をき損若しくは紛失した場合には、速やかに年金事務所長又は地方ブロック本部長にその旨を申し出なければならない。

第2章 滞納処分等

第1節 通則

(国民年金保険料に係る督促)

第8条 機構は、国民年金保険料の滞納者（連帯納付義務者を含む。）の市区町村から提供を受けた所得情報及び戸別訪問等による納付督促の結果を踏まえ、十分な納付負担能力がありながら、度重なる納付督促等を行っても納付の履行がない者に対して、最終催告状を発送するものとする。

2 機構は、前項の最終催告状を発送した後、更なる納付督促を行っても納付又は納付意思が確認できない者に対して、国民年金法第96条第1項に基づく督促を行うものとする。

(滞納処分等の認可申請)

第9条 機構は、国税滞納処分等の例による処分（以下「滞納処分」という。）に関する要件を満たす保険料等（既に滞納処分等に係る厚生労働大臣の認可を受けたものを除く。）について、毎月一定時期を定めて、厚生労働大臣に対して滞納処分等の認可の申請をしなければならない。

2 機構は、前項の規定にかかわらず、厚生年金保険法、児童手当法、健康保険法、船員保険法及び厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に規定する保険料又は拠出金の繰上徴収の要件を満たす場合には、当該保険料又は拠出金について、速やかに、厚生労働大臣に対して当該認可の申請をしなければならない。

3 機構は、第1項の規定にかかわらず、国民年金法及び特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律に規定する保険料又は徴収金の徴収において、次に掲げる要件のいずれかに該当するときは、直ちに督促状の発送の手続きを行い、督促状に指定する期限を経過した後も納付が確認できない場合には、速やかに、当該保険料又は徴収金について、厚生労働大臣に対して滞納処分等の認可の申請をしなければならない。

一 納付義務者が国税、地方税その他公課の滞納によって、滞納処分を受けるとき。

二 納付義務者が強制執行を受けるとき。

三 納付義務者に帰属する財産に競売の開始があったとき。

四 納付義務者が破産手続開始の決定を受けたとき。

(滞納処分等の実施時期)

第10条 機構は、前条の申請に係る厚生労働大臣の認可を受けた後、次に掲げる事由のいずれかに該当すると判断された場合は、滞納者に対して速やかに滞納処分等を実施しなければならない。

一 前条第1項に規定する保険料等について、督促状に指定する期限までに完納されない場合で、納付督促を行ったにもかかわらず、保険料等の滞納を解消する具体的

な納付計画の提示がなく、納付を拒否するなど、自主納付による滞納解消の見込みが認められないとき。

二 前条第2項に規定する保険料又は拠出金について、繰上徴収を行った場合で、指定する期限までに完納されないとき。

三 前条第3項に規定する保険料又は徴収金について、督促状に指定する期限までに完納されない場合で、滞納者の財産につき強制換価手続が開始されたときなど、滞納者の財産を保全する必要があると認められるとき。

四 その他、前三号に相当する客観的事実があり、速やかに滞納処分等を行わなければならないと認められるとき。

(滞納処分の実施に当たっての留意事項)

第11条 機構は、滞納処分が、納付義務者の権利及び利益に特に強い影響を及ぼすことに留意し、滞納者に対して、電話、文書及び臨場による納付督促を実施し、滞納者個々の実情をできる限り把握した上で滞納処分を実施しなければならない。

(滞納処分等の実施結果の報告)

第12条 機構は、滞納処分等を実施したときは、毎月、その結果を厚生労働大臣に報告しなければならない。

第2節 財産の調査

(財産の調査)

第13条 徴収職員は、滞納処分の実施に当たっては、滞納者が差押えの対象となる財産を所有しているかどうか、更に、滞納者の所有している財産の価額、譲渡性その他において、差し押さえることが適当であるかなどについて調査を行わなければならない。

2 徴収職員は、財産の調査の実施に当たっては、滞納者の真の納付能力を把握するため、帳簿等の確実な調査及び捜索を実施するとともに、金融機関や官公署等に対する調査を実施する場合においても、文書照会にとどまることなく、できる限り調査先に赴いて、深度ある調査を行わなければならない。

3 徴収職員は、財産の調査が滞納処分の対象となる財産の発見のみならず、第4章に規定する滞納処分に関する猶予及び停止等の要件等の調査などを行う上でも重要な手続であることから、当該調査の実施に当たっては、これを適正に執行しなければならない。

(財産の調査の手続)

第14条 徴収職員は、財産の調査の実施に当たっては、前条の規定のほか、社会保険

法令等及び準用法令等に基づき、適正に執行しなければならない。

第3節 財産の差押え等

(差押えを行う時期)

第15条 機構は、財産の差押えの実施に当たっては、第10条第2号に規定する繰上徴収の要件に該当する場合その他の緊急の場合を除き、督促状とは別に差し押さえる旨を滞納者に対して事前に通知しなければならない。

2 機構は、前項の通知をした場合においてもなお自主納付による滞納解消の見込みが認められないときは、速やかに差押えを行わなければならない。

(差押えの手続)

第16条 機構は、財産の差押えの実施に当たっては、社会保険法令等及び準用法令等に基づき、適正に執行しなければならない。

2 差押えの対象となる財産は、差押えを行う時において、次に掲げる要件を備えているものでなければならない。

- 一 財産が日本国内にあること。
- 二 財産が滞納者に帰属していること。
- 三 財産が金銭的価値を有していること。
- 四 財産が譲渡性を有するか又は取立てができるものであること。
- 五 財産が差押禁止財産でないこと。

(差押財産の選定)

第17条 差押財産の選定は、徴収職員が次に掲げる事項に留意の上、これを行うものとする。

- 一 第三者の権利を害することが少ない財産であること。
- 二 滞納者の生活の維持又は事業の継続に与える支障が少ない財産であること。
- 三 換価に便利な財産であること。
- 四 保管又は引揚げに便利な財産であること。

2 差し押さえるべき財産について滞納者の申出があるときは、諸般の事情を十分考慮の上、滞納処分の実行に支障がない限り、その申出に係る財産を差し押さえるものとする。

(交付要求の手続)

第18条 機構は、滞納者の財産につき強制換価手続が行われた場合には、当該手続を執行した機関に対して交付要求書により交付要求しなければならない。

2 機構は、前項の交付要求の実施に当たっては、社会保険法令等及び準用法令等に基

づき、適正に執行しなければならない。

(参加差押えの手続)

第19条 機構は、滞納者の財産につき既に滞納処分による差押えがされているときの、当該財産についての交付要求は、交付要求書に代えて参加差押書を滞納処分による差押えをした行政機関等に交付して行うものとする。

2 機構は、前項の参加差押えの実施に当たっては、社会保険法令等及び準用法令等に基づき、適正に執行しなければならない。

(差押え、交付要求及び参加差押えの解除の手続)

第20条 機構は、差押え、交付要求及び参加差押えの解除の実施に当たっては、社会保険法令等及び準用法令等に基づき、適正に執行しなければならない。

第4節 財産の換価

(財産の換価)

第21条 機構は、差押財産の換価（差押債権の取立てを含む。以下同じ。）は、滞納者にとっては、自己の意思にかかわらず強制的に財産を換価されることになり、また、その財産の上に抵当権、賃借権などを有する権利者にとっては、それらの権利が換価によって消滅することとなるなど、これらの者の権利及び利益に法律上及び事実上の重大な影響を及ぼすことから、次に掲げる事項に留意し、その手続を適正に実施しなければならない。

一 画一的に実施するのではなく、滞納者の個々の実情を踏まえた上で、対象事案を適切に選定すること。

二 可能な限り高価有利に売却するため、公売広報の充実及び買受希望者の利便性の向上を図ることにより、可能な限り多くの人々が公売に参加できる環境を整備し、公売市場の拡充に努めること。

(財産の換価の手続)

第22条 機構は、納付に対する意欲に乏しいと認める滞納者又は換価以外に滞納の解消を図ることが困難と認める滞納者の差押財産については、積極的に公売を実施するものとする。特に、不動産等を差し押さえたまま、滞納が長期化又は処理困難化している事案については、優先的に公売を実施するものとする。

2 機構は、財産の換価の実施に当たっては、前条の規定のほか、社会保険法令等及び準用法令等に基づき、適正に執行しなければならない。

(配当の手続)

第23条 機構は、差押財産の売却代金及び債権等の差押えによって第三債務者等から給付を受けた金銭等について、滞納処分費を優先して充当するとともに、他の債権者に配分し、なお残余があるときは、滞納者に交付するものとする。

2 機構は、配当の実施に当たっては、前2条の規定のほか、社会保険法令等及び準用法令等に基づき、適正に執行しなければならない。

第3章 納付の猶予、換価の猶予及び滞納処分の停止

(納付の猶予)

第24条 納付の猶予は、災害等納付を困難にする一定の事由が生じた場合に、納付義務者の申請に基づき行うものであり、その実施に当たっては、社会保険法令等及び準用法令等に基づき、適正に執行しなければならない。

(換価の猶予)

第25条 換価の猶予は、国税通則法第46条の規定による納付の猶予を受けている保険料等を除き、財産を直ちに換価することにより滞納者の事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがある場合、又は、滞納処分を直ちに執行するより、その執行を一定期間猶予する方が徴収上有利と認められる場合に行うものであり、その実施に当たっては、社会保険法令等及び準用法令等に基づき、適正に執行しなければならない。

(滞納処分の執行停止)

第26条 滞納処分の執行停止は、滞納者につき、滞納処分を執行することができる財産がない場合、滞納処分を執行することによってその生活を著しく窮迫させるおそれがある場合、又は、その所在及び滞納処分を執行することができる財産がともに不明である場合に行うものであり、その実施に当たっては、社会保険法令等及び準用法令等に基づき、適正に執行しなければならない。

第4章 厚生労働大臣による権限の行使

(権限の行使の求め)

第27条 機構は、国税滞納処分等の権限に係る事務を効果的に行うため必要があると認めるときは、社会保険法令等の規定に基づき、厚生労働大臣に当該権限の行使に必要な情報を提供するとともに、厚生労働大臣自らその権限を行うよう求めることができる。

第5章 雑則

(文書の的確な表示等)

第28条 機構は、滞納処分票事跡等の滞納整理関係書類の作成に当たっては、必要な事項を簡潔かつ明確に記載するよう努めなければならない。

(個人情報の適切な管理)

第29条 機構は、その保有する滞納者等に係る個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要な措置を講じなければならない。

(守秘義務)

第30条 機構の職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(実施に関する事項)

第31条 この規程に定めるもののほか、機構が行う滞納処分等に関して必要な事項は、要領で定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成22年1月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 機構の最初の事業年度及びその次の事業年度においては、第5条第1項に規定する滞納処分等に関する(行動)計画については、同条第1項中「毎事業年度」とあるのは「最初の事業年度及びその次の事業年度を合わせた期間について」と、「当該事業年度の開始前に」とあるのは「機構の成立後遅滞なく」と、同条第2項中「毎事業年度」とあるのは「前項の期間」とする。